

今後の地方公会計のあり方に関する研究会（第6回）の意見

○地方公共団体の理解促進・意欲向上について

- ・ 地方公会計の活用に対する基本的な考え方を整理するにあたって、「行政外部での活用」及び「行政内部での活用」のそれぞれの意味合いをより具体的に示した方が良いのではないかと。例えば、こういった課題を発見でき、そして改善につなげていくことができるのかといったことを明確にできれば、よりイメージが湧くのではないかと。
- ・ 現場レベルの研修は充実していても、地方公会計の整備の旗を振るべき管理職向けの研修が不足している。経営・財務マネジメント強化学業に新たに創設された「首長・管理者向けトップセミナー」の活用促進も含め、管理職向けの研修を強化していただきたい。このように研修制度の裾野が広がることで、地方公会計がより広く認知され、当たり前なものとなっていくのだと思う。
- ・ 地方公会計の意義などをより定着させるためにも、活用に係る成功事例を、研修内容に充実させていくべき。
- ・ 総務省HPで公表している地方公会計の取組事例集については、地方公共団体がより参考としやすくなるような類型化などの工夫を行ってはどうか。
- ・ 「行政内部での活用」が示す内容として、財政運営や政策形成の方針を決定するための情報として活用することとしているが、意思決定自体は行政の外部である議会が中心にあるように思う。「内部」と「外部」で分けた表し方については、わかりやすいと思う一方で、整理の仕方についてはもう少し検討いただきたい。
- ・ 固定資産台帳の重要性を地方自治体の職員に理解してもらうことが必要。研修等において、先進的な他団体の固定資産台帳の整備の状況を認識できる機会を設けることで、より効果的な整備につなげるきっかけとなるのではないかと。

○部分的な活用について

- ・ 活用事例について、今は活用分野ごとという整理がなされているが、これだけでなく、自治体が抱える課題別に、こういった解決方法がある

といった整理も行うとより良いのではないか。

- 活用事例を示す際には、作業内容をイメージできるよう、財務書類や固定資産台帳のどの情報を用いたのかを具体的かつ丁寧に示すと良いのではないか。
- 地方公会計の活用事例の発信においては、活用が進まない自治体を意識し、これであれば取り組めると各自治体が思えるような、ハードルを下げた活用事例の情報発信が望ましいのではないか。
- 部分的活用の事例は、地方公共団体に対して調査し、とりまとめていると思うが、私のように自治体を支援する立場でもいくつか事例を提供できると思う。本研究会に参画いただいている構成員からもアイデアを集めてはどうか。

○施設別セグメント分析の実施に関するアンケート調査結果について

- セグメント分析の実施団体の一覧的公表は、自治体間比較を容易にするという意味で良い試みだと思うが、セグメント分析自体は何か課題に直面した際にスポット的にやってみるということでもよく、この資料に載っていないとではないかといったように、継続して毎年度作成しなくてはならないというプレッシャーを自治体に与えないよう、公表の仕方には工夫していただきたい。
- セグメント分析実施の取っ掛かりとしては、以前の研究会で紹介いただいた、管内の市町村が参加する都道府県主催の研修会が良いと思っている。たしか同じ施設の施設別財務書類を作成して比較を行うといったものだったが、こういった研修を積極的に進めていければ良いのではないか。
- 地方公会計は、それだけをもって課題解決に繋がるものではなく、あくまで根拠の一つとして利用できるものであることを理解しておく必要がある。セグメント分析についても同様で、課題に対する分析方法そのものでなく、選択肢の一つということを前提にしつつ、その有用性を併せて紹介すると良いのではないか。
- セグメント分析の実施自体を目的化せず、あくまでも課題が先にあり、その解決に向けた適切な意思決定の材料の一つにするためのものだということを、セグメント分析を推進する基本的なスタンスとして

はどうか。

- 現金主義ベースでの分析で十分であると認識している地方自治体に対しては、何故減価償却費を含めて分析を起こった方が良いのかという点について丁寧に説明を行うなど、解説を加えた上での情報提供が必要となるのではないか。
- 例えば、料金改定が課題としてあってセグメント分析をするとして、あまりに簡易的に行うと、原価が実態を表さない金額となり、誤った方向性を導いてしまうといった懸念がある。このように課題によってデータ分析には粗密があると思われ、セグメント別財務書類の作成手順に係るマニュアルの見直しについては簡素化ありきではなく、課題の属性も加味してほしい。

〇ワーキンググループにおける検証（所有外資産の取扱い）の結果報告 について

- 国道・河川以外の所有外資産を計上する場合の基準などについて、自治体の判断に資するよう、マニュアルの中である程度例示を示してもらいたい。